

対象収入による階層区分		居住に 要する費用	生活費 (11月～3月は冬季加算 として¥2,100追加)	サービスの提供 に要する費用	電気料 (電気メーター検 針)	水道代	合計
1	1,500,000 以下	22,000	48,764	10,000	5,000	1,500	87,264
2	1,500,001 ～ 1,600,000	22,000	48,764	13,000	5,000	1,500	90,264
3	1,600,001 ～ 1,700,000	22,000	48,764	16,000	5,000	1,500	93,264
4	1,700,001 ～ 1,800,000	22,000	48,764	19,000	5,000	1,500	96,264
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	48,764	22,000	5,000	1,500	99,264
6	1,900,001 ～ 2,000,000	22,000	48,764	25,000	5,000	1,500	102,264
7	2,000,001 ～ 2,100,000	22,000	48,764	30,000	5,000	1,500	107,264
8	2,100,001 ～ 2,200,000	22,000	48,764	35,000	5,000	1,500	112,264
9	2,200,001 ～ 2,300,000	22,000	48,764	40,000	5,000	1,500	117,264
10	2,300,001 ～ 2,400,000	22,000	48,764	45,000	5,000	1,500	122,264
11	2,400,001 ～ 2,500,000	22,000	48,764	50,000	5,000	1,500	127,264
12	2,500,001 ～ 2,600,000	22,000	48,764	57,000	5,000	1,500	134,264
13	2,600,001 ～ 2,700,000	22,000	48,764	64,000	5,000	1,500	141,264
14	2,700,001 ～	22,000	48,764	65,300	5,000	1,500	142,564

(1) 居住に要する費用

- ①併用方式 一括 2,480,000円 月払い11,000円
- ②分割方式 0円 月払い22,000円
- ③返却時返還金 20年以内の返却の場合、一括払いは月割で返還します。

(2) 生活費 48,764円 1か月分の食費に相当します。

また、冬季加算として、11～3月は2,100円徴収させていただきます。

(3) サービスの提供に要する費用

前年分の所得階層に応じて10,000円～65,300円までの14階層に分かれます。

(4) 電気料金は各部屋の電気メータにより検針します。

(5) 水道代 1,500円 2人部屋は2,000円徴収させていただきます。

(6) その他

- ①冷房費：7月～9月は2,100円徴収させていただきます。
- ②洗濯機・乾燥機：各1回 100円
- ③電話：NTTとの個別契約
- ④その他特別なサービスは、別料金となります。

但し、大阪市が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を致します。

注1:この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2:本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は上表により求めた額とします。

注3:夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、それぞれ7,000円とします。